

自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）公募要領

令和4年4月
国土交通省自動車局技術・環境政策課

自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）の補助対象となる事業（事業Ⅰ）を以下のとおり公募します。

公募期間は、令和4年4月22日まで（事業計画書必着）とします。

1. 支援対象・支援内容等

○ 支援対象

電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等による地域交通グリーン化事業（他の地域や事業者による電気自動車の導入を誘発するような先駆的事业※1、以下「事業」という）を行うもの。

（例）事業者連携による対象車両の集中的投入
地域連携や異業種連携による総合的事業の実施 など

※1 バス事業、タクシー事業又は自家用有償運送、超小型モビリティの導入を対象とします。

○ 支援内容（補助率等）

電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ及び付随する充電設備等の導入…導入費用の1/3
充電設備の工事費については1/1又は上限額

※1 導入する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は事業用自動車、超小型モビリティは、上記の通り超小型モビリティの認定を受けた自動車に限ります。

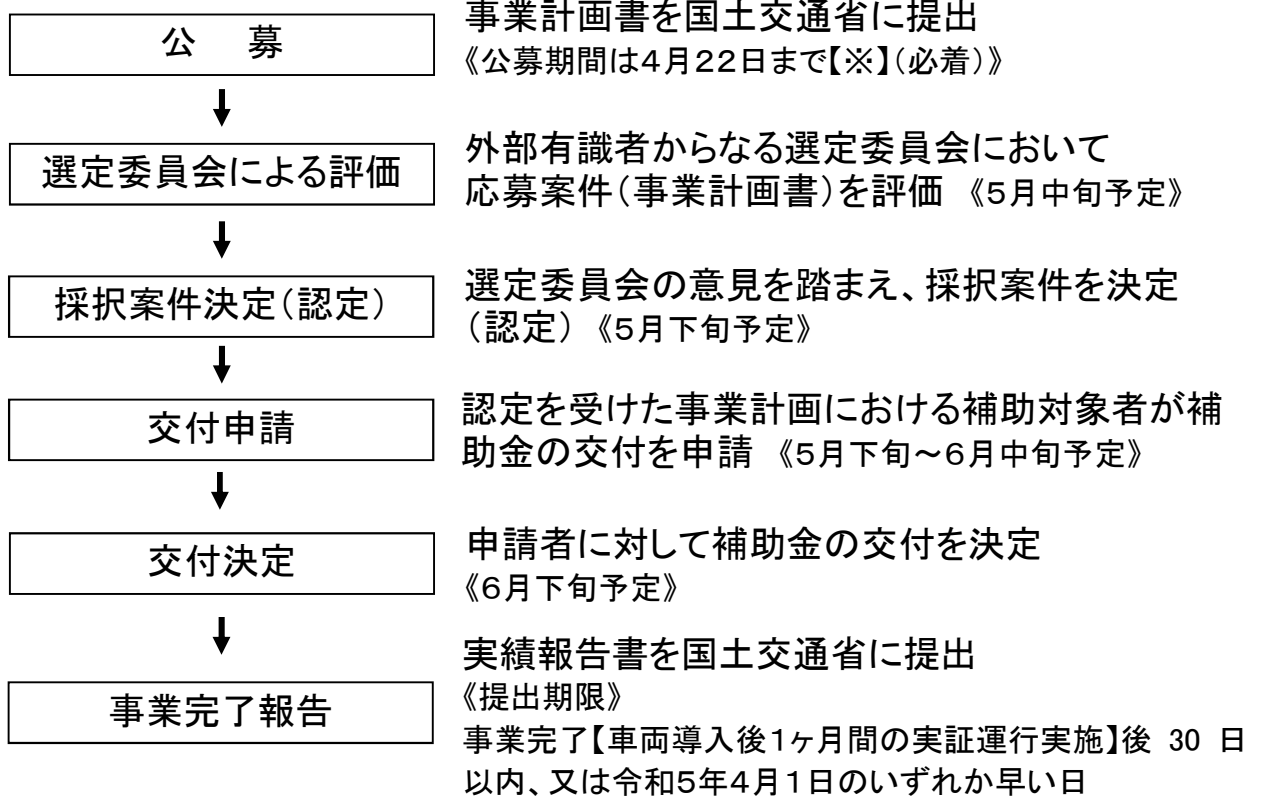
※2 充電設備については、一般用電気工作物であって専ら電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティに充電するための設備のうち国土交通大臣が指定するものの導入費用を補助対象とします。

※3 電気バスについては、補助対象となる車両本体価格の上限を8千万円とします。なお、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助金の額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとします。

○ 公募期間

令和4年4月4日（月）～4月22日（金） ※事業計画書必着

2. 事業概略



3. 事業実施に係る手続

① 応募（事業計画書の提出）

○ 事業計画書

公募期間内に以下の事項等を記載した事業計画書※を提出してください。

※自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）に関する運用方針（以下、「運用方針」という）様式1

<事業計画書記載事項>

- ・ 事業の概要（導入する車両等の内訳、事業計画の具体的内容）
- ・ 地域・事業者間連携等により先駆的事业を行う者（関係する事業名等）
- ・ 事業内容が地域公共交通計画、低炭素まちづくり計画、地域防災計画等、離島振興計画等地域の計画に位置付けられている場合はその内容
- ・ 補助対象自動車の活用による観光振興・地域振興への貢献のあり方
- ・ 申請者が営む事業における補助対象自動車の普及や環境問題のための取り組み方法
- ・ 関係者の役割分担と連携方法
- ・ 補助対象自動車を利用し、他の事業では見られないような工夫をされる点
- ・ 導入予定時期及び経費の詳細

○ 添付書類

- ・ 添付資料として、仕様書・工事費の見積書等の写し、路線図等の事業の概要を把握する助けとなる資料を添付してください。
- ・ 以下に該当する場合は、見積もりを二者以上から取得し添付する必要があります。
 - (i) 改造により電気自動車、燃料電池自動車を導入する場合
 - (ii) 電気自動車用充電設備を導入する場合

○ 事業計画書を提出する者

- ・ 事業計画書の提出者は、バス・タクシー事業者等以外でも構いません。（市町村や事業者団体などが事業計画の代表者として申請することも可能です）

②採択後の手続き（事業計画認定後の補助金交付申請手続き等）

○事業計画書の認定

提出のあった事業計画書について、外部有識者で構成する検討会において審査を行い、その結果を踏まえ、補助対象事業としての認定を行います。

補助対象事業の決定後は、認定された事業計画書の提出者に対して通知を行うとともに、当該認定者を国土交通省のホームページ等で公表します。

○補助金の交付申請

認定された事業計画書に記載された補助対象自動車を導入する者は、事業計画書の提出者が認定通知書を受け取った日から、原則として20日以内に、補助金交付申請書を提出し、補助金の交付申請をしてください。

なお、事業計画の認定を受けただけでは補助金は交付されませんので注意してください（具体的な手続きについては、下記を参照してください）。

※自動車環境総合改善対策費補助金（以下、「交付要綱」という）第1号様式

<補助金の交付申請を行うべき者（補助対象者）>

補助金の交付は、運用方針様式1の8「導入予定時期及び経費の詳細」、「補助対象」の欄に記載された者の内、実際に補助対象車両を導入する者に対して行います。

【電気バス等の新規導入又は使用過程車の改造による電気バスの導入の場合】

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・ 第二種貨物利用運送事業者
- ・ 道路運送法第79条の登録を受けた者（自家用有償旅客運送を行う者）
- ・ 自動車リース事業者（上記の者に貸し渡す者に限る）
- ・ その他大臣が認定した者（バス事業者等に運行を委託するために電気バスを保有する地方自治体等）

【超小型モビリティの導入の場合】

- ・ 地方公共団体
- ・ 協議会
- ・ 民間事業者等

※認定された事業計画書に記載された補助対象自動車を導入する者は、補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）を提出してください。申請期限は、原則として、事業計画書の提出者が認定通知書を受け取った日から起算して20日以内です。

※1つの計画において複数の補助対象自動車を導入する者がある場合は、補助対象者の代表者が申請書を取りまとめ、一括して送付してください。

③ 交付決定

- 補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定します。
- 交付決定された場合、申請者には交付決定通知書が送付されます。

④ 事業の実施

- 事業計画に基づき事業を実施して下さい。
- 補助対象自動車は遅くとも今年度内（令和5年3月31日）までに導入される必要があります。もしそれに間に合わない事情が生じた場合はお早めにお近くの窓口（地方運輸局、沖縄総合事務局）までご相談下さい。

⑤ 報告書の提出

- 事業計画に基づき事業を実施した者（事業計画の提出者及び補助対象自動車を導入する者）は、事業が完了した日から30日を経過した日又は令和5年4月1日のいずれか早い日までに実績報告書※を提出してください。

※交付要綱第11号様式及び運用方針様式3

4. 注意事項

- 本補助金は、同目的のもと運営される他の国の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- 補助対象自動車の発注※は交付決定通知書を受領した後に行ってください。
(交付決定前に発注した場合は補助対象外となり、補助金が交付されません。)
※注文書や契約書等書面によって自動車の購入を申し込むこと。

5. その他

- 事業計画書や補助金交付申請書等の提出書類は返却いたしません。
- 採択した案件の概略等は、国土交通省のホームページ等で公開することがあります。
- 事業内容や費用の積算根拠等について問合せ等を行う場合があります。
- 事業実施に係る手続のスケジュールについては、公募期間を除き、状況に応じて変更される場合があります（その際には、補助対象者等に対してお知らせします）。

6. 事業計画書・補助金交付申請書等の提出先・問合せ先

【提出先・問合せ先】

別添のとおり、地域交通グリーン化事業の実施地域を所管する各地方運輸局等窓口になります。

※封筒の表に、「地域交通グリーン化事業申請書在中」と明記して提出してください。

【別添】地域交通グリーン化事業に対するお問い合わせ等窓口

地方運輸局	住 所	連絡先
北海道運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011(290)2754
東北運輸局 自動車技術安全部整備・保安課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022(791)7534
関東運輸局 自動車技術安全部技術課	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番 地 横浜第2合同庁舎	045(211)7255
北陸信越運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1 号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-285-9155
中部運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2番1 号 名古屋合同庁舎第1号館	052(952)8044
近畿運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番 76号 大阪合同庁舎第4号館	06(6949)6454
中国運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082(228)9141
四国運輸局 自動車技術安全部保安・環境調整官	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087(802)6786
九州運輸局 自動車技術安全部保安・環境課	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目1 1番1号 福岡合同庁舎新館	092(472)2546
沖縄総合事務局 運輸部車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098(866)1837